

令 和 7 年 度

(2025年度)

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

高崎市監査委員



第 1 8 2 - 1 号  
令和 7 年 1 0 月 1 5 日

高崎市長 富岡 賢治 様  
高崎市議会議長 根岸 赴夫 様

高崎市監査委員 南雲 孝志  
同 市川 克弘  
同 丸山 和久  
同 時田 裕之

監査の結果報告について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年度財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

## 監査結果報告書

### 第1 高崎市監査基準への準拠

令和7年度財政援助団体等監査は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体及び公の施設に係る指定管理者の監査

### 第3 監査の期間

令和7年8月1日から9月18日  
(実地監査日 令和7年8月21日)

### 第4 監査の対象

#### 1 財政援助団体

令和6年度において、財政的な援助を行った団体等の中から任意抽出した。

No.	団体等の名称	所管部署
1	高崎アートインキュベーション推進会議	総務部文化課
2	社会福祉法人新生会（梅香ハイツバルナバ館）	福祉部長寿社会課
3	高崎市倉渕商工会	商工観光部商工振興課
4	ジョイフルピーチーズ	農政部農林課
5	ジャパンフルーツ株式会社 (旧ジャパンキウイ株式会社)	農政部田園整備課
6	榛名山ヒルクライム in 高崎実行委員会	榛名支所地域振興課

#### 2 公の施設に係る指定管理者

令和6年度において、公の施設の管理運営を委託した指定管理者の中から任意抽出した。

No.	指定管理者の名称	所管部署
1	株式会社N S P 群馬	総務部スポーツ課
2	相間川温泉株式会社	倉渕支所地域振興課

### 第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

#### 1 財政援助団体の監査

##### (1) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。  
また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。  
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。
  - また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限に違反するものはないか。

(2) 所管部署関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の目的及び対象事業の内容は明確か。
  - また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助対象事業等により取得した構築物及び備品は確認しているか。
  - また、現金、未払金等の支出については、減少記録、支出伝票、領収書等で確認しているか。

## 2 公の施設に係る指定管理者の監査

(1) 指定管理者関係

- ア 責任体制が確立され、指定管理の目的及び範囲に沿った事業運営が行われているか。
- イ 現金出納事務は適切に管理・確認され、出納関係帳簿及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ウ 施設の管理に係る収支会計経理は適切か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- エ 経費節減は図られているか。
- オ 事業報告書は適正に作成され、提出は期限内になされているか。
- カ 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 所管部署関係

- ア 指定管理者の指定は、議会の議決を経て、条例等に基づき適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、管理する施設及び業務の内容並びに指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。また、管理の範囲を超える内容となっていないか。
- エ 管理業務実施状況（条例、規則及び協定書等に従って、適切な公共サービスの提供が確保されているか）の把握・評価（モニタリング）が行われているか。
- オ 指定管理者に関して、事業報告書等及び、必要に応じて適時かつ適切な報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

## 第7 監査委員の除斥

榛名山ヒルクライム in 高崎実行委員会に関わる監査において、時田裕之監査委員は地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

## 第8 監査の結果

当該団体の財政援助に係る出納その他の事務の執行及び所管部署の当該団体に対する財政援助に係る事務の執行については、おおむね適正であると認められたが、一部には是正及び改善を要する事項が見受けられた。

また、公の施設に係る指定管理者の出納その他の事務の執行及び所管部署の当該団体に対する指導監督等に係る事務の執行については、一部には是正及び改善を要する事項が見受けられた。

監査の際に見受けられた事務処理上の軽微な過誤等については、口頭指導として各団体又は所管部署に対し文書もしくは口頭で指導したので記述を省略したが、これらのことにも十分留意し適正な事務処理に努めるよう望むものである。

個別の結果については次頁以降のとおりであり、各監査結果の区分は次表のとおりである。

区分	内 容
指摘事項	<p>次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①法令等に違反すると認められるもの</li><li>②予算の目的に反していると認められるもの</li><li>③不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの</li><li>④事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの</li><li>⑤経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの</li><li>⑥事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの</li><li>⑦前回までの監査において、是正、改善を指導事項として求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"><li>①「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの</li><li>②経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの</li><li>③事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの</li><li>④前回までの監査において、是正、改善等を口頭指導として求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</li></ul>
口頭指導	その他事務処理上の単純な誤り等、軽微なもので、修正、改善等を指導するもの

## 財政援助団体の監査

### 1 高崎アートインキュベーション推進会議

#### (1) 補助金等の名称

高崎アートインキュベーション推進事業補助金

#### (2) 事業の概要

高崎アートインキュベーション推進会議が主体となり、高崎まちなかアートイベント事業及び高崎音楽ブランド発信事業を実施するもの。

##### ○高崎まちなかアートイベント事業

###### ・ART PROJECT TAKASAKI

高崎都心部において、日常的な空間を非日常的な空間に変えるような力をもつ現代アート作品を展示了。

##### ○高崎音楽ブランド発信事業

###### ・高崎ブランド音楽番組の制作

「音楽のある街・高崎」のブランド価値の向上のため、毎週、ラジオ高崎において3番組を制作、放送した。

###### ・松井常松バンドクリニック

元ボウイの松井常松氏がミュージシャンを目指す若者の育成を図る音楽イベントを実施した。

###### ・高崎ステーションステージ

演奏のためのJR高崎駅自由通路の使用の受付を行った。

#### (3) 財政援助の目的

美術・デザイン・音楽・映像等の芸術文化を高崎の都市力として創造していくとともに、高崎都心部の賑わいを図るため支援する。

#### (4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和6.9.9	令和6.9.12 高崎市指令文化課 第118号	高崎アートインキュベーション推進会議 会長 山崎健	9,200,000円	令和6.9.27

#### (5) 監査の結果

本事業については、補助目的に沿って実施されており、事務処理においても、是正、改善等を要する事項は見受けられなかった。

## 2 社会福祉法人新生会（梅香ハイツバルナバ館）

### （1）補助金等の名称

軽費老人ホーム事務費補助金（高崎市軽費老人ホーム利用料補助金）

### （2）事業の概要

（福）新生会は、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームなどの施設をはじめ、訪問介護等の介護サービス事業所や診療所を運営し、高齢者の状況に応じた様々な福祉サービスを提供している。軽費老人ホームである梅香ハイツバルナバ館では、食事サービス、その他日常生活上の必要な便宜を提供し、自立した生活に不安がある高齢者の生活を支援している。入所者から徴収する利用料は、生活費、管理費及び事務費から構成されており、そのうちサービス提供に要する費用である事務費の一部について、入所者の収入に応じて減免している。

### （3）財政援助の目的

軽費老人ホームにおいて、低所得階層に属する高齢者で身寄りのない者等を入所させ、利用料のうちサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合に、その経費に対して補助金を交付することで、入所者の費用負担を軽減し高齢者福祉の推進を図る。

### （4）補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和 6. 4. 1 (変更) 令和 7. 3. 31	令和 6. 4. 1 高崎市指令長寿社会課第 499 号 (変更) 令和 7. 3. 31 高崎市指令長寿社会課第 451-14 号	社会福祉法人新生会 理事長 原慶子	26,865,689 円	令和 6. 6. 12 令和 7. 5. 12

### （5）監査の結果

本事業については、補助目的に沿って実施されており、事務処理においても、是正、改善等を要する事項は見受けられなかった。

### 3 高崎市倉渕商工会

#### (1) 補助金等の名称

商工会議所・商工会事業推進費補助金

#### (2) 事業の概要

高崎市倉渕商工会は、商工業の総合的な改善・発達と福祉増進を目的とする会員組織である。地域の事業者に対して、窓口相談、指導及び講習会、出展支援並びに事務代行など広範な事業を実施している。

また、倉渕地域において小規模事業者を支援するために必要な中核的な団体であり、商工業を取り巻く環境が大きく変遷する中で、その役割も重要性を増している。

#### (3) 財政援助の目的

商工会は、営利を目的としない公益的な性格を持つ組織であり、多彩な支援事業の推進にあたり、会費や手数料などの収入だけでは費用を賄えないのが現状である。財政的な援助を行うことにより、安定した運営体制の確保と計画的な事業の推進を支援する。

#### (4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和 6. 4. 1	令和 6. 4. 1 高崎市指令商工振興課第 167 号	高崎市倉渕商工会 会長 追川徳信	7,740,000 円	令和 6. 5. 27

#### (5) 監査の結果

本事業については、補助目的に沿って実施されており、事務処理においても、是正、改善等を要する事項は見受けられなかった。

#### 4 ジョイフルピーチーズ

##### (1) 補助金等の名称

農業者新規創造活動事業補助金（高崎市6次産業化等推進事業補助金）

##### (2) 事業の概要

ジョイフルピーチーズは、令和4年3月に桃の生産農家と商業者が連携することにより設立された任意団体であり、地元の特産品である剣崎桃を生産する農家の収入の安定化とブランド力・認知の向上、フードロス削減を目的としている。

本団体は、令和4年度に本補助金を活用して、剣崎桃のスイーツ商品を製造するための施設整備や厨房機器を導入し、剣崎桃の6次産業化に取り組んでいる。

今回は、新たな商品開発により、メニューを増やし更に規格外品を使用することで、桃の仕入れを増加させ、農業者の収入の安定化を目指すため、ジェラートやスムージーなどの製造に必要となる備品購入や施設改修工事を行った。

##### (3) 財政援助の目的

農業者の所得及び雇用の拡大により地域活力の向上を図るため、高崎市内で生産された農畜産物による新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う6次産業化に資する取組みを支援する。

##### (4) 補助金額等

申請年月日	交付指命令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和6.4.23	令和6.5.27 高崎市指令農林課 第592号	ジョイフルピーチ ーズ 代表 樋室美智子	4,504,104円	令和6.6.21

##### (5) 監査の結果

本事業については、補助目的に沿って実施されており、事務処理においても、是正、改善等を要する事項は見受けられなかった。

## 5 ジャパンフルーツ株式会社（旧ジャパンキウイ株式会社）

### (1) 補助金等の名称

農地耕作条件改善事業補助金

### (2) 事業の概要

ジャパンフルーツ（株）は、（株）日本農業がキウイの生産子会社として設立したジャパンキウイ（株）が令和6年7月に商号変更した会社である。

同法人は、吉井町多比良地区で新規ほ場を開設するために、令和4年度は「耕作放棄地再生補助金」を活用して樹木を伐採・伐根し、令和5年度からは当該補助金により整地工事、用排水工事、果樹棚設置工事などを行い、令和6年4月に苗木を定植してキウイ農園（10.7ha）を開園した。

当該地区は、高齢化等により農業従事者が減少して荒廃農地が広がり始め、鹿などの獣害も発生している地域であったが、新規ほ場の整備により、農地の荒廃が解消し継続的な営農が可能となった。

監査の対象となった令和5年度の補助事業は、文化財の調査や資材の搬入の遅れにより、令和6年度へ繰越明許となったものである。

### (3) 財政援助の目的

農業を継続できる環境を整えるため、耕作条件の改善や、担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入に向けた取組みを支援する。

### (4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和5.5.2 (変更) 令和6.3.5	令和5.6.6 (変更) 令和6.3.14	ジャパンフルーツ 株式会社 代表取締役 河合秋人	211,045,000円	令和6.10.16

### (5) 監査の結果

本事業については、補助目的に沿って実施されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体及び所管部署に対して指導を行った。監査結果の区分は口頭指導。

## 6 榛名山ヒルクライム in 高崎実行委員会

### (1) 補助金等の名称

榛名山ヒルクライム in 高崎開催補助金

### (2) 事業の概要

当事業は、榛名地域の特性を生かして実施される自転車競技大会である。

大会は、平成25年度に第1回を開催し、令和6年度には第12回を迎える。広く全国のサイクリストに知られるものとなっている。

競技は、榛名山の麓に位置する榛名支所前の大森神社をスタート地点に、榛名山を自転車で駆け上がるヒルクライムレースであり、榛名湖コース、榛名神社コース、初心者コースの3コースを設定することで、実力や世代を問わず出場しやすくなっている。

また、運営面においては地元ボランティアなどによる温かいおもてなしで大会参加者から高い評価を得ている。

こうした取り組みなどの成果により、国内では屈指のエントリー数の大会となっており、令和6年5月12日（日）に開催された第12回大会では全国各地から4,409人がエントリーしている。

### (3) 財政援助の目的

大会の開催を補助し、本市の魅力を広く全国にアピールするとともに、地域住民、団体等ボランティアの参加、協力を得て行う大会運営などにより地域の一体感の醸成及び活性を図る。

### (4) 助成金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	助成金額	交付年月日
令和6.4.1 (変更) 令和6.11.11	令和6.4.1 高崎市指令榛名 支所地域振興課 第5号 (変更) 令和6.11.27 高崎市指令榛名 支所地域振興課 第42号	榛名山ヒルクライム in 高崎実行委員会 実行委員長 大塚信秋	33,000,000円	令和6.6.24 令和6.12.18

### (5) 監査の結果

本事業については、補助目的に沿って実施されており、事務処理においても、是正、改善等を要する事項は見受けられなかった。

## 公の施設に係る指定管理者の監査

### 1 株式会社N S P 群馬

#### (1) 代表者氏名

代表取締役 井上 真也

#### (2) 施設名称

高崎市新町温水プール・高崎市新町下河原テニスコート

#### (3) 指定管理の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

#### (4) 指定管理の範囲

- ① 温水プール等の利用に関すること
- ② 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること
- ③ 高崎市新町温水プールの施設及び付属設備の維持管理に関すること
- ④ 高崎市新町下河原テニスコートの施設及び付属設備の維持管理に関すること
- ⑤ 指定管理者による自主事業
- ⑥ その他温水プール等の管理運営に必要な業務

#### (5) 指定管理の目的

(株)N S P 群馬は、本市のほか近隣自治体のスポーツ施設の管理・運営を受託し、自主事業で水泳教室などのスポーツ教室を行っている会社である。

多くの実績を持つ民間事業者の能力を活用し、地域住民に対する市民サービスの効果及び効率を向上させ、市民の交流の促進及び明るく健康的な市民生活の充実を図るために、指定管理者制度を導入している。

#### (6) 指定管理料

49,800,000円（令和6年度）

#### (7) 監査の結果

本事業については、指定管理の目的に沿って実施されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体及び所管部署に対して指導を行った。監査結果の区分は口頭指導。

## 2 相間川温泉株式会社

### (1) 代表者氏名

代表取締役 関 正

### (2) 施設名称

クラインガルテン

### (3) 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

### (4) 指定管理の範囲

- ① 利用許可、その取消し、その他クラインガルテンの利用に関すること
- ② 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること
- ③ 食堂及び売店の運営に関すること
- ④ クラインガルテンの施設及び附属設備の維持管理に関すること
- ⑤ その他クラインガルテンの管理運営に必要な業務

### (5) 指定管理の目的

相間川温泉(株)は、高崎市が所有する施設の管理、収納事務及び農村の生活体験事業やくらぶちこども天文台の事業などを行っている会社である。

また、クラインガルテンは、人と人、人と自然とのふれあいの場を通して、心豊かな地域づくり及び都市と農村の交流拠点として文化の交流を図り、もって地域の活性化に資するために設置された温泉宿泊施設や貸出農園である。

地域の民間活力を導入することで、前述の目的を達成し、市民サービスの向上や事務事業の効率化等を図るため、指定管理者制度を導入している。

### (6) 指定管理料

43,954,000円（令和6年度）

### (7) 監査の結果

本事業については、指定管理の目的に沿って実施されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体及び所管部署に対して指導を行った。監査結果の区分は口頭指導。